

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業、その他の施策の内容について、町の広報紙やホームページ等を通じて速やかな周知を図ります。

2 推進体制の強化

本計画には、子ども・子育て支援に関係する様々な施策・事業を位置づけています。したがって、実施にあたっては、関係課で構成される会議を中心に、庁内の関係課との十分な連絡・調整に努めながら、各施策・事業の推進を図ります。

また、地域住民や子ども・子育て事業所・団体、福祉関係機関・団体、学識経験者、行政の代表からなる「子どもにやさしい街づくり推進会議」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

3 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内の様々な課が関係すること、また、盛り込まれた施策・事業には、より高度な子ども・子育てに関する専門性が求められることから、庁内関係各課をはじめ、県・国の関係機関、周辺市町との連携を強化し、施策・事業の推進を図ります。

また、施策・事業の実施にあたっては、地域住民や子ども・子育て事業者、団体との連携・協力が必須であることから、連携や協働に向けた関係強化を図ります。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検していく必要があります。

今後、施策・事業の計画目標をもとに毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「子どもにやさしい街づくり推進会議」に報告し、計画の着実な実行を図ります。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ

